

財団法人 名古屋市みどりの協会寄附行為

制定 昭和57年10月1日
改正 昭和58年6月10日
改正 平成11年6月3日
改正 平成12年2月25日
改正 平成22年3月31日

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人名古屋市みどりの協会（以下「協会」という。）という。

(事務所)

第2条 協会の事務所は、名古屋市昭和区鶴舞一丁目1番166号鶴舞公園内に置く。

(目的)

第3条 この協会は、名古屋市の都市緑化及び都市化の進展と調和した農業の振興を進めるために、緑化推進事業の実施、都市緑化並びに農業に関する知識及び技術の普及啓発事業等を行うとともに、公園、緑地、農業施設等の管理運営の受託並びに名古屋市等が行う公園、緑地及び都市農業に関する事業の発展振興への協力を行い、もって良好な生活環境づくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 緑化推進に関する事業
- (2) 名古屋市が設置する公園、緑地、農業施設等の管理運営の受託及び附帯事業の経営
- (3) 名古屋緑化基金の造成、管理及び運営
- (4) 公園及び緑地事業並びに都市農業の発展を図る啓発事業等に対する協力
- (5) 都市緑化並びに農業に関する知識及び技術の普及啓発
- (6) 果樹栽培技術等農業技術の調査研究
- (7) その他協会の目的達成のため必要と認める事業

第2章 資産と会計

(資産の構成)

第5条 協会の資産は、次のとおりとする。

- (1) 協会設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 協会の事業に伴う収入及び資産から生ずる果実
- (3) 寄附金品
- (4) その他の収入

寄付行為

(資産の種類)

第6条 協会の資産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に基本財産として記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の処分の制限)

第7条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、本協会の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において、理事の4分の3以上の同意を得、かつ、愛知県知事の承認を得て、これを処分し、又は担保に供することができる。

(資産の管理)

第8条 協会の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て定める。

2 基本財産のうち、現金は、郵便官署若しくは確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券に替えて、保管しなければならない。

(経費の支弁)

第9条 協会の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

(会計年度)

第10条 協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(予算及び決算)

第11条 協会の収支予算は、理事長が、年度開始前に理事会の議決を経て定める。

2 協会の収支決算は、毎年度終了後2月以内にその年度の収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録とともに、監事の監査を経て理事会の承認を得なければならない。この場合監事は、遅滞なくこれを審査し、意見を付けて理事長に送付しなければならない。

(長期借入金)

第12条 この協会が資金の借入れをしようとするときは、返済期限が1年未満の借入れを除き、理事会の議決を経て愛知県知事へ届け出なければならない。

(剰余金の処分)

第13条 協会の決算において剰余金が生じたときは、理事会の議決を経て、その全部若しくは一部を翌年度に繰越し、又は基本財産に繰り入れるものとする。

第3章 役員及び職員

(役員の種類)

第14条 協会に次の役員を置く。

(1) 理事 10人以上20人以内

(2) 監事 2人又は3人

2 理事のうち1人を理事長、1人を副理事長とし、2人以内の常務理事を置くことができる。

(役員を選任)

第15条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

2 理事は、互選により理事長、副理事長及び常務理事を定める。

3 理事と監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員職務及び権限)

第16条 理事長は、協会を代表し、会務を統轄する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、又は理事長の欠けたときは、その職務を代行する。

3 常務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、常務を処理する。

4 監事は、民法（明治29年法律第89号）第59条の職務を行う。

(役員任期及び解任)

第17条 役員任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、引き続きその職務を行わなければならない。

4 役員に、役員としてふさわしくない行為があつた場合には、その任期中においても、理事会及び評議員会において、それぞれ理事及び評議員の4分の3以上の同意を得て、理事長は、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、理事会及び評議員会において、同意を得る前に弁明の機会を与えなければならない。

(顧問及び幹事)

第18条 協会は、顧問及び幹事を若干名置くことができる。

2 顧問及び幹事は、理事会の同意を得て、理事長が委嘱する。

3 顧問は、重要な会務について、理事長の諮問に応じ、又は必要と認める事項について、理事長に助言する。

4 幹事は、協会事業の計画及び運営に参画する。

(役員報酬等)

第19条 役員は、無給とする。ただし、常勤の役員は、有給とすることができる。

2 役員には費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(事務局)

第20条 協会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に、必要な職員を置くことができる。

寄付行為

- 3 職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営について、必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て定める。
- 5 職員は、有給とする。

第4章 理事会

(構成)

第21条 理事会は、理事をもって構成する。

(機能)

第22条 理事会は、この寄附行為に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画の決定
- (2) 事業報告の承認
- (3) その他協会の運営に関する重要な事項

(招集)

第23条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事の3分の1以上又は監事から会議に付議すべき事項を示して請求があったときは、理事長は、速やかに理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するには、理事に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、あらかじめ文書を持って通知しなければならない。ただし、文書をもって通知することができない緊急な場合には、口頭で通知することができる。

(議長)

第24条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第25条 理事会は、理事の3分の2以上の出席がなければ、開会することができない。

(議決)

第26条 理事会の議事は、この寄附行為に別に定めるもののほか、出席理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面による表決)

第27条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として、表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録の作成)

第28条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 出席理事の氏名

(4) 議決事項

(5) 議事の経過

2 議事録には、出席理事のなかから、その会議において選出された議事録署名人2人以上が、議長とともに署名しなければならない。

(監事の出席)

第29条 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。ただし、表決に加わることはできない。

第5章 評議員会

(設置)

第30条 協会の運営に関する重要事項について理事長の諮問に応ずるために評議員会を置く。

(評議員)

第31条 協会に、評議員10人以上20人以内を置く。

2 評議員は、理事会で選出し、理事長が委嘱する。

3 評議員には、第17条の規定を準用する。この場合において、「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員会)

第32条 評議員会は、評議員をもつて構成する。

2 評議員会は、理事長の諮問に応じ、協会の重要事項を審議する。

3 理事長は、次の事項を諮問しなければならない。

(1) 事業計画及び収支予算に関すること。

(2) 事業報告及び収支決算に関すること。

(3) 基本財産の処分及び長期借入金に関すること。

(4) その他理事会が必要と認めた事項

4 評議員会は、理事長が招集する。

5 評議員会の議長は、評議員の互選により定める。

6 評議員会には、第23条第2項及び第3項並びに第25条から第28条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「理事の3分の1以上又は監事」とあるのは「評議員の3分の1以上」と、「理事会」とあるのは「評議員会」と、「理事」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

第6章 寄附行為の変更と解散

(寄附行為の変更)

第33条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事及び評議員の4分の3以上の同意を得、愛知県知事の認可を受けなければ変更することができない。

(解散)

第34条 協会は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会

寄付行為

及び評議員会において、それぞれ理事及び評議員の4分の3以上の同意を得、愛知県知事の許可があったとき解散する。

(残余財産の処分)

第35条 協会の解散に伴う残余財産の処分は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事及び評議員全員の同意を得、愛知県知事の許可を受けて、この協会と類似の目的に使用することを条件として、名古屋市に寄附するものとする。

第7章 補則

(委任)

第36条 この寄附行為の施行について、必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

附 則

- 1 この寄附行為は、設立許可のあった日から施行する。
- 2 この協会設立当初の役員は、第15条第2項の規定にかかわらず、設立者の定めるところとし、その任期は、第17条第1項の規定にかかわらず、設立許可のあった日から、昭和59年3月31日までとする。
- 3 この協会の設立初年度及び次年度の事業計画及び収支予算は、第11条第1項及び第22条第1項の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。
- 4 この協会の設立当初の会計年度は、第10条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から、昭和58年3月31日までとする。

附 則

- 1 この寄附行為の変更は、愛知県知事の認可のあった日から施行する。
- 2 施行日現在役員である者は、変更後の第15条第1項の規定により選任されたものとみなす。

附 則

この寄附行為の変更は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、平成22年4月1日から施行する。

(財) 名古屋市みどりの協会役員名簿

平成23年6月1日現在

役職名	氏名
理事長	長谷川 博 樹
副理事長	村 上 芳 樹
理 事	池 山 武 志
理 事	上 野 悌 司
理 事	大 澤 和 宏
理 事	小 川 誠
理 事	各 務 鉀 一
理 事	加 藤 久 美
理 事	藤 井 正 美
理 事	二 村 利 久
理 事	森 本 保 彦
理 事	山 内 昭
監 事	瀨 瀨 満
監 事	小 林 綾 子

1 事業運営の概要

平成22年度は、第2期の指定管理事業の初年度として、8施設について適正かつ効率的な管理を行い、市民の立場に立った魅力的な運営と市民サービスの向上に努めました。

また、収益事業の柱である売店、飲食施設、駐車場の運営については、適正な管理運営を行い、市民ニーズに応えるとともに、経営の視点を強化した管理運営を行い、健全な経営に努めました。

さらに、緑地管理機構としての役割を積極的に果たせるように市民等との協働事業の展開を進めるとともに、講習会支援や情報発信による都市緑化及び農業知識の普及啓発に努め、公益法人としての各種公益事業を充実させました。

その他、広く市民、団体から募った寄付金を基に名古屋緑化基金を造成し、その運用益による緑化助成事業などを実施し、民有地緑化を図りました。

2 一般会計事業について

(1) 施設の管理運営（指定管理事業）

施設名	概要	施設の内容	利用状況
東谷山フルーツパーク	世界の熱帯果樹温室、果樹園、四季の花園等があるくだものをテーマにした農業公園として、魅力ある施設運営を進める。また、しだれ桜の名所としても多くの来園者がある。	敷地面積 128,286.8 m ² 果樹園 世界の熱帯果樹温室 くだもの館(売店) レストハウス 修景施設 フィッシングコーナー	入場者数 512,211人 (昨年度実績 560,584人) 展示会 8回 イベント 3回 園芸相談 1,457件 果樹園芸教室 31回

施設名	概要	施設の内容	利用状況
緑化センター・鶴舞公園	<p>緑化センターは、植栽知識の普及及び緑化意識の高揚を図り、緑豊かな街づくりを推進する拠点として、緑化講習会、緑化相談、展示会等を実施し、また、有料公園施設の利用の推進を図った。</p> <p>鶴舞公園は、名古屋市を代表する歴史ある都心の総合公園として、また花の名所として親しまれるよう安全、快適な園地、施設の管理を行った。</p>	<p>緑化センター 敷地面積 8,340 m² 管理棟（展示室、講習室、緑の相談コーナー等）</p> <p>鶴舞公園 敷地面積 247,400 m² 鶴々亭、奏楽堂、普選記念壇 バラ園 ハナショウブ園 陸上競技場 野球場 テニスコートなど</p>	<p>入場者数 175,973 人 (昨年度実績 185,065 人)</p> <p>展示会 31 回 イベント 7 回 緑化相談 3,000 件 (2,050 人)</p> <p>緑化講習会等 80 回</p>
庄内緑地 グリーンプラザ ・庄内緑地	<p>庄内緑地の緑豊かな環境の中で、自然と触れ合いながら健康運動やレクリエーション活動が行える場を提供するとともに、緑化の普及、啓発の拠点として管理を行った。</p>	<p>敷地面積 394,300 m² 管理棟（展示室、講習室、緑の相談コーナー等）</p> <p>室内広場等（室内広場、器具庫、更衣室、シャワー室）</p> <p>デイキャンプ場 3 か所 テニスコート 6 面 陸上競技場 1 か所 ゲートボール場 10 面</p>	<p>入場者数 429,046 人 (昨年度実績 429,254 人)</p> <p>展示会 36 回 イベント 5 回 緑化相談 1,680 件 (803 人)</p> <p>緑の教室等 65 回</p>
名城公園 フラワープラザ	<p>花と緑の相談コーナーのほか、花を中心にした展示・講習会を開催し、花の普及啓発を行うほか、喫茶コーナーを設け、公園利用者の便益を図った。</p>	<p>敷地面積 6,360 m² 管理棟（サニールーム、アトリウム、花工房、カフェ等）</p> <p>モデルガーデン、水景施設等 2,535 m²</p>	<p>入場者数 349,371 人 (昨年度実績 353,601 人)</p> <p>展示会 47 回 イベント 5 回 花と緑の相談 1,067 件 (999 人)</p> <p>花と緑の講習会 112 回</p>

施設名	概要	施設の内容	利用状況
農業文化園・戸田川緑地	<p>農業文化園は、農業に関する理解を深めるとともに、花を愛する心をはぐくむことをねらいに、農業科学館とフラワーセンターを運営した。</p> <p>戸田川緑地は、「健康とスポーツの里」をテーマとした緑地で、多くの来園者にゆったり遊んでもらえるよう魅力ある施設運営を進めた。</p>	<p>農業文化園 敷地面積 29,513.6 m² 農業科学館 フラワーセンター 花工場</p> <p>戸田川緑地 敷地面積 203,500 m² 芝生広場 ピクニック広場 農園 ファミリースポーツ広場 サービスセンター(遊具貸出) レストハウス こどもキャンプ広場 とだがわ陽だまり館(売店)</p>	<p>入場者数 995,286人 (昨年度実績1,057,523人)</p> <p>展示会 16回 イベント 4回 講習会 32回</p>
荒子川公園 ガーデンプラザ ・荒子川公園	<p>緑化相談や展示会・講習会を行うほか、ラベンダー園を始め各種の緑化見本園・花壇等により、市民の緑に関する普及・啓発の拠点として管理を行った。</p>	<p>敷地面積 170,400 m² 管理棟(展示室、講習室、緑の相談・図書コーナー、ティールーム等) サンクガーデン ラベンダー園 デイキャンプ場</p>	<p>入場者 220,180人 (昨年度実績 251,173人)</p> <p>展示会 36回 イベント 3回 緑化相談 524件 (394人) 緑の講習会等 57回</p>
ランの館	<p>ラン生産日本一の愛知県を背景に一年を通じてランを中心とした草花で彩り、名古屋の都心のオアシスとして、新しい都市魅力の創出を目指した。</p>	<p>敷地面積 約16,000 m² 建物面積 約2,375 m² (延床)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大展示室(アトリウム) ・小展示室 ・花飾りモデル展示棟 ・レストラン ・売店 <p>庭園部面積 約14,400 m²</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中庭 ・大庭園 ・小庭園 	<p>入場者 142,530人 (昨年度実績 136,039人)</p> <p>展示会 73回 イベント 6回 講習会 97回</p>

施設名	概要	施設の内容	利用状況
徳川園	池泉回遊式の日本庭園のほか、武家屋敷跡の黒門があり、隣接する蓬左文庫や徳川美術館との連携を図り、市民利用の促進を図った。	敷地面積約 45,300 m ² (内、日本庭園約 23,000 m ²) 管理棟 児童園 黒門等	入場者 242,024 人 (※管理初年度) 展示会 5 回 イベント 27 回 コンサート 7 回 市民茶会 1 回

(2) みどりのまちづくり事業

ア 緑の協働事業

(ア) ボランティア団体の活動支援

- ・なごやの森づくりパートナーシップ連絡会、なごや西の森づくり協議会の運営
- ・なごや東山の森づくりの会、戸田川みどりの夢くらぶ、東山グリーンウェイ関連団体など市民活動団体の活動支援

(イ) 緑のリーダー、ボランティアの養成

- ・なごや西の森スタッフ養成講座等の運営
- ・若宮大通公園花飾りボランティアの養成
- ・森づくりリーダー等の講師派遣
- ・名古屋市森づくりリーダー育成講座の運営
- ・市民活動団体を対象とした、森づくり・花づくり講座の運営

(ウ) 緑化意識を高めるイベント等の開催

- ・なごや西の森づくり植樹祭の企画運営
- ・自然観察会、体験会等の運営

(エ) ボランティア団体と連携した市民緑地等の管理

- ・八竜市民緑地、大将ヶ根市民緑地、島田自然生態園等の維持管理

イ 講習会等支援事業

(ア) 講習会の開催

- ・市民活動団体等を対象にした花飾り講座の企画・運営

(イ) 緑化に関する講演会等による普及啓発活動

(ウ) 花づくりボランティアの支援等

- ・地域や学校への花づくり活動に関する協働活動の実施
- ・園芸福祉活動の支援

- (エ) 地域や学校への緑化に関する各種講習会の実施及び資機材の提供
- (オ) 指定管理施設のボランティアを対象としたスキルアップ講習会の実施
- (カ) 緑の相談所ネットによる緑化講演会開催

ウ 情報発信事業

- (ア) ホームページ「グリーンナビなごや」の運営（アクセス件数 1,221,386 件）、
緑の機関誌（「グリーンジャーナル」を年 4 回、「ふらら」を年 1 回発行）
- (イ) 公園の歴史など緑に関する資料の収集・保存

エ 催事事業

- (ア) 鶴舞公園花まつり、徳川園山車揃え等の実施

(3) 公園等維持管理事業

- ア 憩いの農園、コミュニティ農園の管理運営等

(4) 公園駐車場の管理

駐 車 場 名	利 用 台 数	(参考) 昨年度実績
鶴舞公園南駐車場	24,516台	45,792台
庄内緑地駐車場	135,375台	138,192台
徳川園駐車場	33,926台	37,990台
徳川園南駐車場	2,070台	2,015台
若宮大通公園洲崎橋駐車場	6,378台	6,288台
合 計	202,265台	230,277台

(5) 遊具事業

小人は、中学生以下

区 分	営業期間及び時間	料 金	利用者数
ベビーゴルフ場 (鶴舞公園内)	1月4日～12月28日 (但し、12月から2月は、 土・日曜日・祝日のみ営業) 午前10時～午後5時	大人 1回 200円 小人 1回 100円	9,619人
貸ボート (庄内緑地内)	4月1日～11月10日の 土・日曜日・祝日に営業 午前10時～午後5時	1艘につき1回 (30分) 500円	4,102艘
サービスセンター (戸田川緑地内)	1月4日～12月28日 月曜日休(祝日の場合はその 直後の平日)但し、12月～ 2月は、土・日曜日・祝日の み営業 午前10時～午後4時30分	パターゴルフ 大人 1回 300円 小人 1回 200円	9,744人
		一輪車 大人1時間 300円 小人1時間 200円	1,338人
		インラインスケート 大人1時間 300円 小人1時間 200円	5,114人
		おもしろ自転車 1回20分 200円	16,983人
		バッテリーカー 1回 2分 100円	3,257人
フィッシングコー ナー (東谷山フルーツ パーク内)	1月4日～12月28日 月曜日休(祝日の場合はその 後の平日) 午前9時～午後4時30分 但し、11月～3月は 午前9時～午後4時	エサ・サオ貸出 1式 200円	34,175人

(6) 売店等事業

ア 売店・飲食施設の経営

店名	所在地
東谷山フルーツパーク (売店) (レストハウス)	守山区大字上志段味 東谷山フルーツパーク内
農業文化園・戸田川緑地 (とだがわ陽だまり館) (レストハウス)	港区春田野一丁目・二丁目 戸田川緑地内
農業センター (売店) (ミルク工房) (レストラン)	天白区天白町 農業センター内
雑花屋 (喫茶)	北区名城一丁目 名城公園フラワープラザ内
紫音 (喫茶)	港区品川町 荒子川公園ガーデンプラザ内
徳川園ショップ葵 (売店)	東区徳川町 徳川園内

イ その他

- ・飲料水等自動販売機及びコインロッカーの設置
- ・園芸用品、種苗等の販売

(7) 花工場

花苗を生産し、市内の公園・道路等の花壇へ良質で安価な花苗を安定して供給
290,285 株 (昨年度実績 521,653 株)

(8) その他事業

- ア 公共施設緑化用苗木育成事業の運営
- イ ふれあい農業等の運営
- ウ 農業センター畜産・園芸業務
- エ 都市公園管理運営業務
- オ 名城公園駐車場 (有料公園施設) 使用料収納業務
- カ 公園案内センターの運営
- キ その他受託事業

3 名古屋緑化基金特別会計事業について

(1) 民有地緑化に対する助成

- ア ブロック塀等撤去による生垣化（新設を含む）助成
- イ 屋上・壁面等緑化に対する助成

(2) 緑と花のパートナーシップ事業に対する助成

- ア 市民花壇・ふれあい花壇(プランター)に対する助成
- イ 緑と花の景観地域に対する助成
- ウ 緑のまちづくり活動団体に対する助成
- エ 区緑化推進事業に対する助成
- オ COP10支援

(3) 保存樹の保護事業等に対する助成

- ア 保存樹保護事業
- イ 保存樹樹勢診断事業

(4) 緑化の普及啓発事業に対する助成等

- ア 緑化のPR誌発行（COP10支援）
- イ 緑化のPR用草花種子配布等

(5) 民間都市開発推進機構事業による助成

屋上・壁面等緑化に対する助成（新築等）

(6) 緑化基金運用委員会の開催

日時 平成23年2月2日（水）午前10時

場所 名古屋都市センター第2会議室

- 議題
- ① 名古屋緑化基金の概要と実績について
 - ② 平成22年度名古屋緑化基金事業について
 - ③ 平成23年度名古屋緑化基金事業計画（案）について
 - ④ その他

4 団体の管理運営に関する主な事業について

(1) 理事会・評議員会の開催

会合名	日時・場所	議案
第24回評議員会	平成22年 5月27日(水) 名城公園フラワープラザ	<ul style="list-style-type: none"> ・平成21年度事業報告について ・平成21年度決算報告について ・その他
第61回理事会	平成22年 5月28日(水) 名城公園フラワープラザ	
第62回理事会	平成22年12月14日(火) 名城公園フラワープラザ	(報告事項のみ) <ul style="list-style-type: none"> ・公益財団法人改革への対応について ・中期経営計画策定について ・「経営改善計画」(平成19年3月策定)の進捗状況について ・平成22年度事業及び会計の中間報告について
第25回評議員会	平成23年 3月17日(木) 名城公園フラワープラザ	<ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度事業計画について ・平成23年度収支予算について ・最初の評議員選定委員会設置規則(案)について ・中期経営計画について ・その他
第63回理事会	平成23年 3月23日(水) 名城公園フラワープラザ	

(2) 中期経営計画の策定

- ・平成22年度～平成25年度までの中期経営計画を策定

(3) 研修の実施

- ・公園管理運営講習やキャリアアップ研修等を実施

(4) 公募による職員採用選考の実施

- ・平成22年12月20日 公募開始
- ・平成23年1月14～28日 第一次選考(書類審査)実施
- ・平成23年2月7日 一般職員第二次選考(筆記試験)実施
- ・平成23年2月8～15日 有期雇用職員第二次選考(面接選考)実施
- ・平成23年3月7～9日 最終選考(面接選考)実施
- ・平成23年3月14日 最終合格通知

種別	応募者数 (a)	一次選考 合格者数	二次選考 合格者数	最終選考 合格者数 (b)	倍率 (a/b)
一般職員	78	40	11	6	13.0
有期雇用職員	179	31	16	16	11.2
計	257	71	27	22	11.7

貸借対照表

平成23年3月31日現在

一般会計	(単位:万円)		
科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産	65,024	74,259	△ 9,235
2. 固定資産	72,600	72,481	119
資産合計	137,624	146,740	△ 9,116
II 負債の部			
1. 流動負債	29,959	41,059	△ 11,100
2. 固定負債	1,753	1,513	240
負債合計	31,712	42,572	△ 10,860
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産合計	0	0	0
2. 一般正味財産合計	105,912	104,168	1,744
正味財産合計	105,912	104,168	1,744
負債及び正味財産合計	137,624	146,740	△ 9,116

正味財産増減計算書

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

一般会計	(単位:万円)		
科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益	230,006	270,960	△ 40,954
(2) 経常費用	228,169	267,034	△ 38,865
当期経常増減額	1,837	3,926	△ 2,089
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益	48	0	48
(2) 経常外費用	140	214	△ 74
当期経常外増減額	△ 92	△ 214	122
当期一般正味財産増減額	1,745	3,712	△ 1,967
一般正味財産期首残高	104,168	100,456	3,712
一般正味財産期末残高	105,913	104,168	1,745
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	105,913	104,168	1,745

キャッシュ・フロー計算書

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

一般会計	(単位:万円)		
科 目	当年度	前年度	増減
I 事業活動によるキャッシュ・フロー			
1. 事業活動収入	230,004	270,960	△ 40,956
2. 事業活動支出	226,772	265,625	△ 38,853
事業活動によるキャッシュ・フロー	3,232	5,335	△ 2,103
II 投資活動によるキャッシュ・フロー			
1. 投資活動収入	48	0	48
2. 投資活動支出	1,415	5,005	△ 3,590
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,367	△ 5,005	3,638
III 財務活動によるキャッシュ・フロー			
1. 財務活動収入	0	0	0
2. 財務活動支出	0	0	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	0	0	0
IV 現金及び現金同等物の増減額	1,865	330	1,535
V 現金及び現金同等物の期首残高	33,200	32,871	329
VI 現金及び現金同等物の期末残高	35,065	33,200	1,865

貸借対照表

平成23年3月31日現在

名古屋緑化基金特別会計

(単位:万円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産	2,047	2,157	△ 110
2. 固定資産	92,666	93,239	△ 573
資産合計	94,713	95,396	△ 683
II 負債の部			
1. 流動負債	90	136	△ 46
2. 固定負債	0	0	0
負債合計	90	136	△ 46
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産合計	94,623	95,260	△ 637
2. 一般正味財産合計	0	0	0
正味財産合計	94,623	95,260	△ 637
負債及び正味財産合計	94,713	95,396	△ 683

正味財産増減計算書

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

名古屋緑化基金特別会計

(単位:万円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
当期一般正味財産増減額	0	0	0
一般正味財産期首残高	0	0	0
一般正味財産期末残高	0	0	0
II 指定正味財産増減の部			
(1) 収益	1,292	1,633	△ 341
(2) 費用	1,929	1,843	86
当期指定正味財産増減額	△ 637	△ 210	△ 427
指定正味財産期首残高	95,260	95,470	△ 210
指定正味財産期末残高	94,623	95,260	△ 637
III 正味財産期末残高	94,623	95,260	△ 637

キャッシュ・フロー計算書

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

名古屋緑化基金特別会計

(単位:万円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 事業活動によるキャッシュ・フロー			
1. 事業活動収入	1,281	1,633	△ 352
2. 事業活動支出	1,929	1,843	86
事業活動によるキャッシュ・フロー	△ 648	△ 210	△ 438
II 投資活動によるキャッシュ・フロー			
1. 投資活動収入	593	20	573
2. 投資活動支出	8	188	△ 180
投資活動によるキャッシュ・フロー	585	△ 168	753
III 財務活動によるキャッシュ・フロー			
1. 財務活動収入	0	0	0
2. 財務活動支出	0	0	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	0	0	0
IV 現金及び現金同等物の増減額	△ 63	△ 378	315
V 現金及び現金同等物の期首残高	2,020	2,398	△ 378
VI 現金及び現金同等物の期末残高	1,957	2,020	△ 63

貸借対照表総括表

平成23年3月31日現在

(単位:万円)

科 目	一般会計	緑化基金	合計
I 資産の部			
1. 流動資産	65,024	2,047	67,071
2. 固定資産	72,600	92,666	165,266
資産合計	137,624	94,713	232,337
II 負債の部			
1. 流動負債	29,959	90	30,049
2. 固定負債	1,753	0	1,753
負債合計	31,712	90	31,802
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産合計	0	94,623	94,623
2. 一般正味財産合計	105,912	0	105,912
正味財産合計	105,912	94,623	200,535
負債及び正味財産合計	137,624	94,713	232,337

正味財産増減計算書総括表

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

(単位:万円)

科 目	一般会計	緑化基金	合計
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益	230,006	0	230,006
(2) 経常費用	228,169	0	228,169
当期経常増減額	1,837	0	1,837
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益	48	0	48
(2) 経常外費用	140	0	140
当期経常外増減額	△ 92	0	△ 92
当期一般正味財産増減額	1,745	0	1,745
一般正味財産期首残高	104,168	0	104,168
一般正味財産期末残高	105,913	0	105,913
II 指定正味財産増減の部			
(1) 収益	0	1,292	1,292
(2) 費用	0	1,929	1,929
当期指定正味財産増減額	0	△ 637	△ 637
指定正味財産期首残高	0	95,260	95,260
指定正味財産期末残高	0	94,623	94,623
III 正味財産期末残高	105,913	94,623	200,536

キャッシュ・フロー計算書(総括)

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

(単位:万円)

科 目	一般会計	緑化基金	合計
I 事業活動によるキャッシュ・フロー			
1. 事業活動収入	230,004	1,281	231,285
2. 事業活動支出	226,772	1,929	228,701
事業活動によるキャッシュ・フロー	3,232	△ 648	2,584
II 投資活動によるキャッシュ・フロー			
1. 投資活動収入	48	593	641
2. 投資活動支出	1,415	8	1,423
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,367	585	△ 782
III 財務活動によるキャッシュ・フロー			
1. 財務活動収入	0	0	0
2. 財務活動支出	0	0	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	0	0	0
IV 現金及び現金同等物の増減額	1,865	△ 63	1,802
V 現金及び現金同等物の期首残高	33,200	2,020	35,220
VI 現金及び現金同等物の期末残高	35,065	1,957	37,022

財務諸表に対する注記

I 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価方法について

満期保有目的の債券・・・償却原価法(定額法)によっている。

(2) 棚卸資産の評価方法について

商品・・・最終仕入原価法による原価法を採用している。

(3) 固定資産の減価償却について

①建物、ソフトウェア

・・・定額法による減価償却を実施している(平成10年以前一部定率法あり)。

②建物付属設備、構築物、機械装置、器具及び備品、車両運搬具

・・・定率法による減価償却を実施している。

但し、取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、法人税法特例に基づき一括3年償却を実施している。

表示方法は、直接法によっている。

(追加情報)

法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上している。

(4) 引当金の計上基準について

賞与引当金・・・将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上している。

退職給付引当金・・・期末退職給与の要支給額に相当する金額を計上している。

(5) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税込方式によっている。

II 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

(単位:万円)

科目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物	11,439	4,564	6,875
建物付属設備	6,388	5,552	836
構築物	1,081	897	184
機械装置	2,309	1,633	676
器具及び備品	10,830	10,052	778
車両運搬具	1,843	1,682	161
ソフトウェア	376	345	31
合計	34,266	24,725	9,541

財産目録

平成23年3月31日現在

一般会計

(単位:万円)

科 目	金 額	摘 要
I 資産の部		
1. 流動資産		
現 金	1,730	
預 金	52,303	岡崎信用金庫大池町支店他
未 収 金	8,223	受託事業他
前 払 金	11	駐車場使用料
商 品	2,757	東谷山フルーツパーク果物等
流動資産合計	65,024	
2. 固定資産		
(1)基本財産		
定 期 預 金	1,619	岡崎信用金庫大池町支店他
名 古 屋 市 公 債	6,698	名古屋市債(野村證券名駅他)
基本財産合計	8,317	
(2)特定資産		
諸 準 備 積 立 金	28,453	定期預金(岡崎信用金庫大池町支店他)
減 価 償 却 引 当 預 金	25,689	定期預金(岡崎信用金庫大池町支店他)
特定資産合計	54,142	
(3)その他固定資産		
建 物	6,875	本部事務所
建 物 付 属 設 備	836	売店等
構 築 物	184	売店等
機 械 装 置	676	駐車場機械等
器 具 及 び 備 品	778	レジスター等
車 両 運 搬 具	161	車両
ソ フ ト ウ ェ ア	31	花工場利用計画ソフト等
電 話 加 入 権	282	NTT
保 証 金	316	名古屋市果実商業協同組合等
投 資 有 価 証 券	2	名古屋市果実商業協同組合
その他固定資産合計	10,141	
固定資産合計	72,600	
資産合計	137,624	
II 負債の部		
1. 流動負債		
未 払 金	24,470	名古屋市シルバー人材センター他
前 受 金	200	事業用寄附金
預 り 金	324	社会保険料等
預 り 保 証 金	635	レストラン入居保証金
賞 与 引 当 金	2,973	
未 払 法 人 税 等	659	
未 払 消 費 税 等	698	
流動負債合計	29,959	
2. 固定負債		
退 職 給 付 引 当 金	1,753	
固定負債合計	1,753	
負債合計	31,712	
III 正味財産の部		
1. 指定正味財産	0	
指定正味財産合計	0	
2. 一般正味財産	105,912	
一般正味財産合計	105,912	
正味財産合計	105,912	
負債及び正味財産合計	137,624	

財産目録

平成23年3月31日現在

名古屋緑化基金特別会計

(単位:万円)

科 目	金 額	摘 要
I 資産の部		
1. 流動資産		
普通預金	1,223	三菱東京UFJ銀行鶴舞支店
仮払金	40	
有価証券	784	日興コーポリアル証券名古屋支店
流動資産合計	2,047	
2. 固定資産		
(1)基本財産		
普通預金	43	三菱東京UFJ銀行鶴舞支店
定期預金	0	
名古屋市債	36,216	日興コーポリアル証券名古屋支店
東京都債	9,998	日興コーポリアル証券名古屋支店
国債	11,390	日興コーポリアル証券名古屋支店
あいち県民債	500	大和証券
外国公社債	33,000	野村証券名古屋支店等
基本財産合計	91,147	
(2)特定資産		
民間都市開発推進機構特定積立金	1,519	普通預金/三菱東京UFJ銀行鶴舞支店
特定資産合計	1,519	
固定資産合計	92,666	
資産合計	94,713	
II 負債の部		
1. 流動負債		
未払金	90	緑化基金建築物等助成等
流動負債合計	90	
負債合計	90	
III 正味財産の部		
1. 指定正味財産	94,623	
指定正味財産合計	94,623	
2. 一般正味財産	0	
一般正味財産合計	0	
正味財産合計	94,623	
負債及び正味財産合計	94,713	

1 基本方針

財団法人名古屋市みどりの協会は、昭和57年に財団法人名古屋市公園緑地協会として発足し、平成12年に財団法人名古屋市都市農業振興協会との統合を経て現在に至っており、その間、名古屋市の都市緑化の推進と都市農業の振興を図ってきた。

昨今の協会を取巻く状況は、平成20年12月に公益法人制度改革関連三法が施行され、公益法人への移行申請が必要となるとともに、平成21年4月には名古屋市における外郭団体への関与のあり方の見直しが行われ、平成23年度までに市派遣職員全員の引揚げの決定がなされた。更に、昨年度は、競争が激化した第2期指定管理事業やプロポーザル方式による事業に着手するなど、協会運営に関わる大きな変革の時期に直面している。

一方、公園等の公の施設の運営に関しては、ボランティア活動など市民参加への動きが増すとともに、昨年10月に名古屋市で開催された生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）を契機として、市民の環境に対する意識も一層高まってきた。

こうした流れを的確に捉え、対応していくため、昨年度新たに平成25年度までの4ヵ年を計画期間とする「中期経営計画」を策定した。

平成23年度は、この中期経営計画の実質的な着手の年でもあり、この計画に掲げた具体的な取り組みを着実に実践し、検証していくことにより、指定管理事業を始めとした公益事業を積極的に展開し、公益性を高めるとともに、公益事業を支える収益事業の収益性の向上に努めるほか、職員の人材開発や内部統制の確立を図ることにより、公益法人として相応しい安定した財政基盤や組織体制を確立し、健全な法人運営に努める。

また、公益財団法人の認定を目指して、行政庁への諸手続きを進めるほか、平成24年度に協会創立30周年を迎えることから、その記念事業の準備に着手する。

2 事業計画

(1) 一般会計事業について

① 指定管理事業		＜予算 1,091,626千円＞	
施設名	施設内容	事業内容	
東谷山フルーツパーク	敷地面積 128,286.8㎡ ・果樹園 ・世界の熱帯果樹温室 ・くだもの館（売店） ・レストハウス ・フィッシングコーナー ・東谷山散策路	展示会 講習会 体験講座 イベント 果樹園芸相談 収穫体験	7回 14回 18回 3回

施設名	施設内容	事業内容
緑化センター・鶴舞公園	敷地面積 247,400 m ² <ul style="list-style-type: none"> 管理棟（展示室、講習室、緑の相談コーナー等） 鶴々亭、奏楽堂、普選記念壇 野球場 陸上競技場 テニスコート 4面 駐車場 	展示会 30回 緑化講習会等 78回 イベント 7回 緑化相談
庄内緑地グリーンプラザ・庄内緑地	敷地面積 394,300 m ² <ul style="list-style-type: none"> 管理棟（展示室、講習室、緑の相談コーナー等） 室内広場 陸上競技場 テニスコート 6面 ゲートボール場 10面 デイキャンプ場 3か所 	展示会 36回 緑の教室等 65回 健康運動教室 96回 イベント 5回 緑化相談 レンタル自転車
名城公園フラワープラザ	敷地面積 6,360 m ² <ul style="list-style-type: none"> 管理棟（サニールーム、アトリウム、花工房、花と緑の相談コーナー、喫茶等） モデルガーデン 水景施設 	展示会 47回 花と緑の講習会等 100回 イベント 5回 ナイトカフェ 10回 花と緑の相談
農業文化園・戸田川緑地	農業文化園敷地面積 29,513.6 m ² <ul style="list-style-type: none"> 農業科学館、 フラワーセンター 花工場 戸田川緑地敷地面積 203,500 m ² <ul style="list-style-type: none"> 芝生広場 ピクニック広場 サービスセンター（遊具貸出） とだがわ陽だまり館（売店） レストハウス 	展示会 16回 講習会 23回 西の森づくり講座 10回 イベント 4回 収穫体験 2回 園芸相談 たんぼの楽校 10回 3農業公園体験講座
荒子川公園ガーデンプラザ・荒子川公園	敷地面積 170,400 m ² <ul style="list-style-type: none"> 管理棟（展示室、講習室、緑の相談・図書・喫茶コーナー等） サンクガーデン ラベンダー園 デイキャンプ場 わんぱく冒険広場 フェニックスアイランド 	展示会 36回 緑の講習会等 57回 イベント 3回 緑化相談

施設名	施設内容	事業内容
久屋大通公園ランの館	敷地面積 約 16,000 m ² 建物面積 約 2,375 m ² (延床) ・大展示室 (アトリウム)、小展示室 ・花飾りモデル展示棟 ・レストラン ・売店 庭園部面積 約 14,400 m ² ・中庭 ・大庭園 ・小庭園	展示会 61回 講習会 77回 イベント 6回
徳川園	敷地面積 約 45,300 m ² 内、日本庭園 約 23,000 m ² ・管理棟 ・児童園 ・黒門	展示会 7回 イベント 8回 市民茶会 1回

② みどりのまちづくり事業

<予算

85,226千円>

事業名	事業内容
情報発信事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ウェブサイトの運営、グリーンジャーナル・機関誌等の発行による緑の情報発信 ・公園の歴史など緑に関する資料の収集・保存・活用
緑の協働事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア団体の活動支援 ・ボランティアの養成 ・緑化意識を高めるイベント等の開催 ・ボランティア団体と連携した市民緑地等の管理 ・樹林地管理計画の策定
講習会等支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・造園技術者の技術向上のための各種講習会の実施 ・緑化に関する講演会等による普及啓発活動 ・森づくり、花づくりボランティアの活動支援 ・地域や学校への緑化に関する各種講習会の実施及び資機材の提供 ・指定管理施設のボランティアを対象としたスキルアップ講習会の実施
その他の事業	<ul style="list-style-type: none"> ・東谷山フルーツパーク等の催事の実施 ・緑の相談所ネットによる緑化普及イベントの開催

③ 公園駐車場の管理

<予算

59,163千円>

駐 車 場 名	収 容 台 数			
鶴舞公園南駐車場	普通	69台		
庄内緑地駐車場	普通	643台		
徳川園駐車場	普通	79台	大型	3台
徳川園南駐車場	普通	3台	大型	4台
若宮大通公園洲崎橋駐車場	普通	21台	大型	6台
合 計	普通	815台	大型	13台

④ 遊具事業

<予算

15,083千円>

(小人は、中学生以下)

区 分	営業期間及び時間	料 金	事業内容
ベビーゴルフ場 (鶴舞公園内)	1月4日～12月28日 但し、12月から2月は、土・ 日曜日・祝日のみ営業 午前10時～午後5時	大人 1回 200円 小人 1回 100円	9ホール
貸ボート (庄内緑地内)	4月1日～11月10日の土・ 日曜日・祝日に営業 午前10時～午後5時	1艘につき1回 (30分) 500円	9艘
サービスセンター (戸田川緑地内)	1月4日～12月28日 月曜日休(祝・休日の場合は直 後の平日) 但し、12月～2月は、土・日 曜日・祝日のみ営業 午前10時～午後4時30分	パターゴルフ 大人 1回 300円 小人 1回 200円	9ホール
		一輪車 大人1時間 300円 小人1時間 200円	
		インラインスケート 大人1時間 300円 小人1時間 200円	
		おもしろ自転車 1回20分 200円 バッテリーカー 1回 2分 100円	
フィッシングコーナー (東谷山フルーツパー ク内)	1月4日～12月28日 月曜日休(祝・休日の場合直後 の平日) 午前9時～午後4時30分 但し、11月～3月は 午前9時～午後4時	エサ・サオ貸出 1式 200円	420座

⑤ 売店等事業 <予算 590,674千円>

ア 売店・飲食施設の経営

施設名	店名
東谷山フルーツパーク	くだもの館 レストハウス
戸田川緑地	とだがわ陽だまり館 レストハウス
農業センター	売店 ミルク工房 レストハウス
名城公園フラワープラザ	雑花屋（喫茶）
荒子川公園ガーデンプラザ	紫音（喫茶）
徳川園	徳川園ショップ葵

イ その他

- ・飲料水等自動販売機及びコインロッカー
- ・園芸用品、種苗等の販売

⑥ 花工場 <予算 24,850千円>

- ・花苗を生産し、市内の公園・道路等の花壇へ良質で安価な花苗を安定して供給

⑦ その他の事業 <予算 433,818千円>

- ア 協会創立30周年記念事業準備
- イ 市民農園の管理運営業務
- ウ 農業センターの畜産・園芸業務
- エ 久屋大通公園等の管理運営業務
- オ 名城公園駐車場等の使用料収納業務
- カ 公園案内センターの運営

(2) 名古屋緑化基金特別会計事業について

○ 緑化基金助成事業 <予算 37,192千円>

23年度積立予定額 2,000千円
基金積立累積額 914,201千円（平成24年3月末見込）

- ア 民有地緑化に対する助成
- イ 緑と花のパートナーシップ事業に対する助成
- ウ 保存樹の保護事業等に対する助成
- エ 緑化の普及啓発事業
- オ 民間都市開発推進機構事業による助成

平成23年度予算 収 支 予 算 書

1 一般会計

(単位:千円)

科目	予算額	前年度予算額	増減	備考
大科目				
I 事業活動収支の部				
1 事業活動収入				
① 基本財産運用収入	890	918	△ 28	
② 受託事業収入	272,682	301,061	△ 28,379	
③ 指定管理事業収入	1,175,509	1,177,220	△ 1,711	
④ みどりのまちづくり事業収入	48,707	42,186	6,521	
⑤ 事業収入	813,386	841,556	△ 28,170	
⑥ 雑収入	5,482	4,900	582	
事業活動収入計	2,316,656	2,367,841	△ 51,185	
2 事業活動支出				
① 受託事業管理運営費支出	258,170	289,407	△ 31,237	
② 指定管理事業運営費支出	1,091,626	1,177,220	△ 85,594	
③ みどりのまちづくり事業支出	85,226	79,255	5,971	
④ 事業費支出	689,770	739,929	△ 50,159	
⑤ 管理費支出	175,648	162,000	13,648	
事業活動支出計	2,300,440	2,447,811	△ 147,371	
事業活動収支差額	16,216	△ 79,970	96,186	
II 投資活動収支の部				
1 投資活動収入				
① 特定積立金取崩収入	53,616	115,000	△ 61,384	
投資活動収入計	53,616	115,000	△ 61,384	
2 投資活動支出				
① 固定資産取得支出	14,826	10,000	4,826	
② 特定積立金支出	54,006	12,506	41,500	
投資活動支出計	68,832	22,506	46,326	
投資活動収支差額	△ 15,216	92,494	△ 107,710	
III 予備費支出	1,000	1,000	-	
当期収支差額	-	11,524	△ 11,524	
前期繰越収支差額	332,002	328,713	3,289	
次期繰越収支差額	332,002	340,237	△ 8,235	

2 名古屋緑化基金特別会計

(単位:千円)

科目	予算額	前年度予算額	増減	備考
大科目				
I 事業活動収支の部				
1 事業活動収入				
① 基金収入	2,000	2,500	△ 500	
② 雑収入	14,500	14,000	500	
事業活動収入計	16,500	16,500	0	
2 事業活動支出				
① 事業費支出	37,192	39,000	△ 1,808	
事業活動支出計	37,192	39,000	△ 1,808	
事業活動収支差額	△ 20,692	△ 22,500	1,808	
II 投資活動収支の部				
1 投資活動収入				
① 特定積立金取崩収入	15,192	14,000	1,192	
投資活動収入計	15,192	14,000	1,192	
2 投資活動支出				
① 積立金支出	2,000	2,500	△ 500	
投資活動支出計	2,000	2,500	△ 500	
投資活動収支差額	13,192	11,500	1,692	
当期収支差額	△ 7,500	△ 11,000	3,500	
前期繰越収支差額	20,000	31,000	△ 11,000	
次期繰越収支差額	12,500	20,000	△ 7,500	